

要配慮者支援について

～個別避難計画作成の課題～

～マイ避難カードの普及、地区防災計画の策定、
要配慮者との避難訓練の促進、福祉避難所の確保の重要性～

～平素からの地域のつながりの再構築、地域共生社会の実現～



兵庫県危機管理部防災支援課

目次

- 1 個別避難計画にかかる法改正、国の主な取組
- 2 個別避難計画にかかる県のこれまでの取組
- 3 個別避難計画にかかる県の取組の実績
- 4 個別避難計画の現状
- 5 県内市町・関係団体との意見交換(R4年度)
- 6 R4年度自主防災組織等向け研修(地域リーダー研修)受講者の意見
- 7 見えてきた個別避難計画の課題
- 8 意見・課題を踏まえた県の取組の見直し方針
- 9 R4年度の県の取組
- 10 R5年度の県の取組
- 11 まとめ



1 個別避難計画にかかる法改正、国の主な取組

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要 公布日：令和3年5月10日 施行日：令和3年5月20日

趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

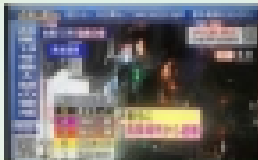
1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本県避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。



避難勧告と避難指示の違い
避難勧告：避難を促す
避難指示：避難を要する

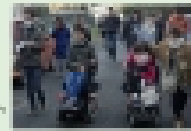
<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。

2) 個別避難計画（策）の作成

<課題>

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。



避難行動要支援者名簿の作成率
平成25年10月1日現在、99.9%

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。

避難行動要支援者名簿の作成率
令和3年7月現在、99.9%

避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／

広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部を設置を可能とするともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



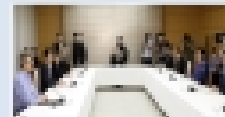
大津波の発生を受けた市町村への避難イメージ

②災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法を改正し、**避難行動要支援者名簿の作成を市区町村に義務化**

避難行動要支援者
災害時に**自ら避難することが困難で、特に支援を要する者**（法第49条の10第1項）*但し**在宅生活者**
兵庫県は全市町作成済

- 依然として、**高齢者等に被害が集中**
【65歳以上の死者数】
・令和元年台風第19号
65%(55/84人)
・令和2年7月豪雨
79%(63/80人)

令和3年法改正により個別避難計画の作成が努力義務化

1 個別避難計画にかかる法改正、国の主な取組

要配慮者（旧 要援護者）

高齢者、障害者、妊産婦、児童、日本語に不慣れな外国人等、避難時等において特に配慮を要する者

避難行動要支援者

自力避難困難で、特に支援を要する者
（在宅生活者）

長期入院者
施設入所者

【避難行動要支援者名簿（例）】

番 号	氏 名	性 別	生年月日等		住所	電話番号 FAX 番号	避難先	同族者 の有無	避難先等 の住所	利用中の医療・ 福祉サービス	本人の 状況
			生年月日	年齢							
1											
2											
...											
...											

「避難行動要支援者」は
「要配慮者」に含まれる概念

国として定められた様式はない。
各市区町村が様式を定めている。

【避難行動要支援者名簿】

- 対象者の範囲の目安は概ね以下のとおり（国「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」参照）。
長期入院者・施設入所者は各施設の避難確保計画があるため対象外。
要介護度3以上、身障手帳1級以上等、知的障害A、精福手帳2級以上の単身者、難病患者等
- 各市区町村が、各地域防災計画の定めるところにより、範囲・作成方法等を定めており（法第49条の10第1項）、各市区町村により範囲は様々。そして、以下の課題がある。
 - ・ 基準未満の対象者がもれる（ex.要介護2の認知症者と要介護2の配偶者の夫婦）。
 - ・ 逆に自力避難可能な者が含まれる（ex.65歳以上の元気な独居者）。
- そこで、各市区町村は、以下のような工夫を講じている。
 - ・ 自治会、民生委員等の見守り、福祉・医療職等との連携により潜在者を補足・名簿に掲載。
 - ・ 広報により本人からの掲載希望を募集。

2 個別避難計画にかかる県のこれまでの取組

R3法改正前より、独自の取組を実施

☑ ひょうご防災減災推進条例【H29.3、R3.10改正】

- 避難行動要支援者名簿の提供促進のため、市町に推定同意条例の制定等を促している
- 個別避難計画の作成における県、市町、自主防災組織等、県民の役割を規定

☑ 要配慮者支援指針【R4.3改訂】

- 市町へのガイドラインとして、個別避難計画の作成、要配慮者への情報提供・避難生活の支援等を規定

☑ 個別避難計画作成の促進

- 県独自に個別避難計画の作成促進の取組を実施

個別避難計画作成促進のための本県独自の取組

■ 防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業（H30～31モデル事業、R2～一般実施）

- **居宅介護支援事業所等に所属する福祉専門職**（ケアマネジャー等、下記研修の修了が要件）が平常時のケアプラン等の作成に合わせ、自主防災組織等とともに個別避難計画を作成した際、**報酬の一部（@7千円×1/2=3.5千円）を独自に助成。**

R3法改正に合わせ策定経費の交付税措置が実現

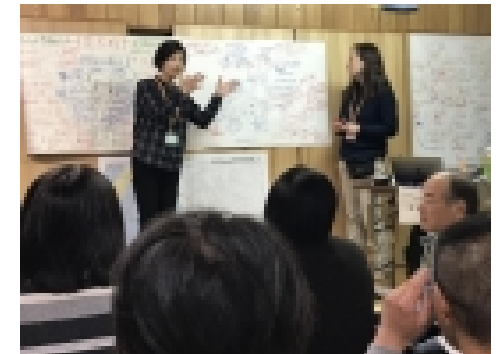
■ 福祉専門職・自主防災組織等への研修

- 上記助成とともに、福祉専門職への研修を実施(H30～)
- 自主防災組織等に対しても研修を実施(R4～)

■ 県内市町への研修会、シンポジウム

■ ひょうご安全の日推進事業（ひょうご安全の日県民会議が実施）

自治会・自主防等の地域団体を対象に、無料の専門家派遣、計画作成・避難訓練等に助成



3 個別避難計画にかかる県の取組の実績

- ◆ 計画作成への関心は高く、研修の受講者はかなり多い。
- ◆ しかし計画作成の助成事業は、避難支援の責任や関係者への説明等、地域の負担が重いこと等により、実績は低調。

【原因】

福祉専門職・自主防災組織等の関係者間の調整に、非常に時間と労力がかかる。

福祉専門職・自主防災組織等の方々がお仕事等で多忙。

高齢化や、責任と負担の重さ、人付き合いの減少から、避難支援者のなり手がいない。

要支援者自身も、理解不足や地域の方への遠慮により、計画作成に消極的。

等

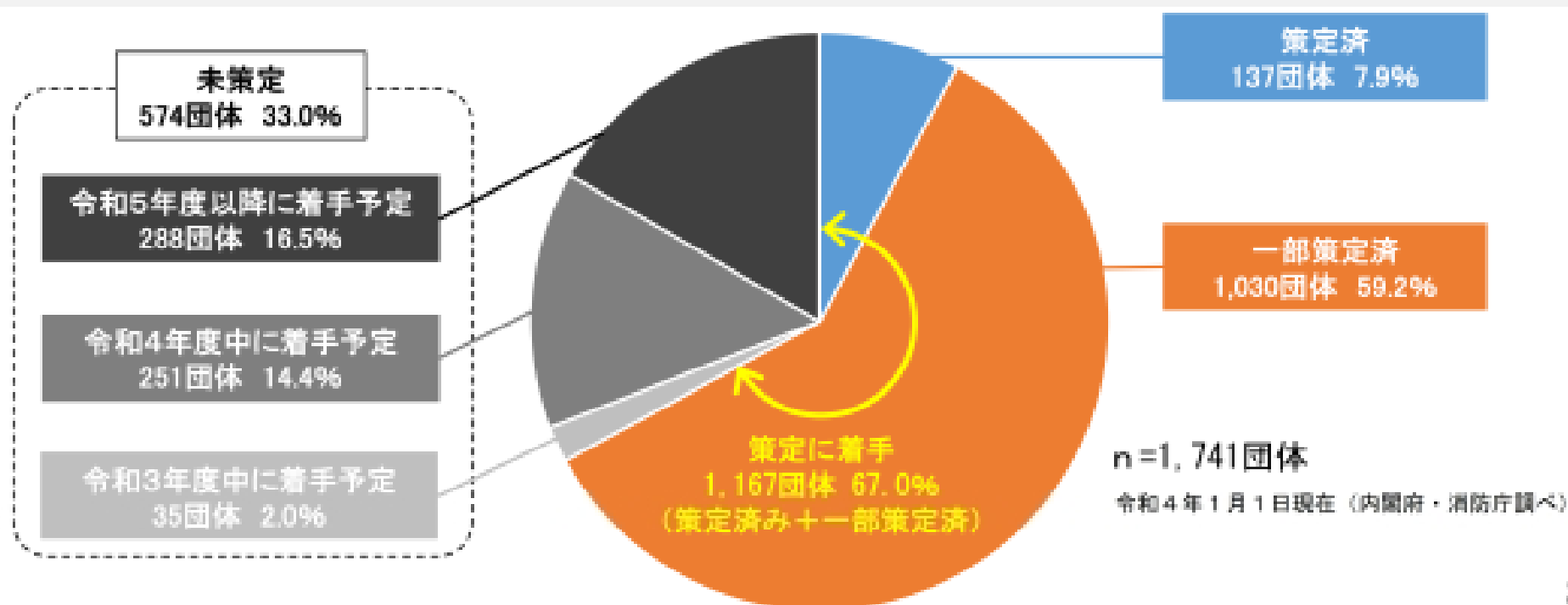
区分		実績
個別避難計画作成研修	福祉専門職研修（H30～）	累計2,388人修了 〔H30:221人、R1:453人、R2:484人、R3:713人〕 R4:517人
	自主防災組織等研修（R4～）	493人受講 全12回(対面10回（10県域各1回）、オンライン2回)
福祉専門職参画による計画作成助成（R2～）		R2:12市町57件、R3:12市町58件、R4:11市町89件
ひょうご安全の日推進事業（県民会議実施事業）		計画等策定専門家派遣 実践活動事業（計画作成） R4:7件延べ13人 R4:7件

4 個別避難計画の現状

- ◆ 全国1,741市区町村のうち、**まだ1 / 3の自治体は、1件も個別避難計画を作成できていない。**
- ◆ **兵庫県は、早くからの取組もあり、全41市町が個別避難計画を1件以上作成している。**
- ◆ **しかし、全国でも本県でも取り組みはまだ十分に進んでいない。**

本県の要支援者数・個別避難計画数（R4.1.1国調査）

437,780人（全国7,768,264人）、48,441件（全国961,973件）



5 県内市町・関係団体との意見交換(R4年度)

◆ これまでの県の取組を検証するため、県内市町・関係団体との意見交換を実施。

〔対象：県内全市町（41市町）、県社会福祉協議会、県老人クラブ、県身体障害者福祉協会
県相談支援ネットワーク 等〕

【主な意見】

- 市町・地域の取組方法は多様。福祉専門職が関係者と調整会議を行って計画を作成するモデル以外にも、**全国・県内の多様な取組事例の情報提供・共有をもっとしてほしい（市町）。**
- 地域も市町も人手不足。**専門家・アドバイザーを派遣してほしい（市町）。**
- 県自体が防災と福祉の連携が不十分。**県の福祉部局からも市町の福祉部局に働きかけを（市町）。**
- **障害者への配慮を地域防災計画に規定するよう市町に助言を。障害者団体にも名簿提供を（障害者団体）。**

区分	主な意見
県のこれまでの方針への評価	<ul style="list-style-type: none"> □ 県はこの福祉専門職参画モデルのみを示しており、多様な取組方法を示していない。
県の研修への評価	<ul style="list-style-type: none"> □ 有意義、継続を希望。ただし、住民に受講勧奨がしにくいので参加費は無料で。 □ 研修内容が自市町の方針と合わないので受講勧奨しにくい。地域毎に応じたオーダーメイド型の研修を。 □ 市町の話は聞かなくても、県や専門家の話を聞く市民はいる。
県の福祉専門職参画による計画作成助成への評価	<ul style="list-style-type: none"> □ 調整会議等の負担が大きい、多くの件数を作成するのは困難。 □ 福祉専門職だけに報酬が出て、自主防災組織等の他の地域関係者に出ないのが不公平で説明困難。 □ むしろ、報酬でつっても取組は長続きしない。地域への共助の浸透が大事。
その他	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域も高齢化、支援者側も自分の命や責任の重さから支援を忌避、自助・共助の一体普及を。 □ 県こそ防災と福祉の連携を。県社協と連携し、県社協から市町社協への支援を。 □ 好事例等を紹介してほしい、できれば県内事例で。 □ 県・市町の意見交換等、密接な関係づくりに努めてほしい。

6 R4年度自主防災組織等向け研修(地域リーダー研修)受講者の意見

参加者の多くは、自治会、自主防、防災士、防災リーダー。研修への評価は概ね高いものの厳しい意見も。

【主な意見】

地域のつながりの希薄化。顔の見える関係づくりが重要。 自治会役員が交替したら取組ストップ。

高齢化による支援者不足、支援の責任・負担が重い。 **名簿の管理が困難、預かりたくない。**

要支援者側も、障害等を知られたくない、**助けを求める声をあげにくい。**

自治会役員等特定の関係者から**住民全体にいかに関係を広げるかが、難しい。**

区分	主な課題・意見
地域	<p>地域に高齢者が多く、支援者の確保が困難。 人命を預かることへの抵抗感をどう和らげるか。 講演会に自治会役員しか参加せず他の市民に広がらない。 住民同士の連帯感や共助意識の希薄化がますます深刻に。 誰かわからないと支援できない。平素から顔の見える関係づくりが重要。 地域の人も仕事等で多忙。</p> <p>都市部と山間部で事情異なる。 自治会の役員が変わって取組に難色示すケースも。 自治会未加入者をどうするか。 正常性バイアス。同士の塊をこつこつ大きくしていくしかない。 責任重く支援者欄に名前を書けない。無理がある。 福祉専門職は業務が多いため中心になれない。</p>
要支援者	<p>障害者と地域のつながりの希薄さ。 近所に迷惑かけたくない。</p> <p>助けてほしいが、自分の病気や障害等を教えたくない。 「支援してよ」と声を出すのが難しい。後押しする施策があれば。</p>
行政制度	<p>行政からの一方通行。自治会まかせ。 個別避難計画はハードルが高い。地区防災計画から始めている。</p> <p>名簿・計画の個人情報の取り扱いが難しい。 マイ避難カードの一環としてやれば。 福祉避難所が少ない。</p> <p>地域防災力向上のため、地区防災計画の策定推進と防災リーダーの養成が不可欠。 計画の記入自体が煩雑・困難。</p> <p>要配慮者の避難所生活まで考える必要がある。DWAT。 地域住民へのPR、普及啓発がもっと必要。</p>
その他	<p>様々な問題をクリアしなければならないが、避けてはならないのでやっていく。 自治会等へ案内するので、事業浸透の観点からも研修を継続してほしい。</p> <p>実践型の研修会に参加したい。 要支援者を含む避難訓練が大事。解決の糸口に。 個別避難でなくグループ避難を。 5年での計画作成はマンパワー的に困難。できることから進めてみたい。</p>

7 見えてきた個別避難計画の課題

- ◆ 「地区内で、一人で逃げられない方がこれだけいます。災害の際に安否確認や避難支援をしてほしいので、名簿を受け取っていただけますか。自治会で管理してください。」と言われても、知らない人の名簿をもらっても、いざという時電話もしにくいな。たまたま自治会の会長になっただけ。荷が重い。他の人にどう説明しようか。次の会長に任せよう。こんな個人情報はどうやって保管するのか。怖くて預かれない。
・・・となりそう。
- ◆ 「隣の方は要介護で一人で逃げられないので、支援者になってください。」と言われても、私も年寄り。自分の身を守るのがせいっぱい。まず自分達の身の守り方を教えてほしい。知らない人を危険を冒してまで助けられない。もし自分がけがしたらどうしよう。反対に避難中にけがをさせたらどうしよう。責任を負えない。市役所や県、警察、消防、自衛隊が支援に来るんでしょ。
・・・と言われそう。
- ◆ 「個別避難計画を作るために2～3回会議するので来てください。訓練もします。」と言われても、仕事で忙しいのに、なんでボランティアで知らない人のために行かないといけないのか。行くにしても、誰が他の人への説得や日程調整とか段取りするの？市役所でやってほしい。担当のケアマネだけど、普段の業務で忙しい。避難計画まで考える余裕がない。福祉避難所はあるの？自動車ないと無理。避難所での生活は誰が見るの？
・・・と指摘されそう。

【参考：R4県民モニター調査】 避難協力したい気持ちはかなりあるが、上記のような不安が拭えないことが表れている。

要配慮者の避難への協力(n=1,878)：安否確認66.3%、情報伝達50.0%、避難誘導・補助46.2%、～、協力できそうにない9.2%

協力ができない理由(n=173)：「自分や自分の家族の避難で手一杯」56.6%、「年齢・体調等から自信がない」54.3%

「近所付き合いなし、誰がどこにいるかわからない」27.7%、「他人の命預かる、責任負えない」20.2%

7 見えてきた個別避難計画の課題

重要な点

地域での顔の見える関係づくり、コミュニティの再構築が非常に重要。知り合いなら安否が気になる。

負担感の軽減が大事。計画作成を真正面から実行しようとする住民に過酷な要求をしかねない。

行政・地域ともマンパワー不足。自助の普及啓発（マイ避難カード等）も大事。

自助・共助が大事（阪神淡路でも約8割は家族・近所の人救助）だが、一定の公助も必要（避難所等）。

【これまでの県の取組の効果・問題点】

- これまでの、要支援者の状況をよく知るケアマネ等が、地域とともに個別避難計画を作成するモデルの推進は、多くの研修受講者を通じて、要支援者の避難支援・個別避難計画の重要性の浸透、福祉専門職の防災意識の向上に、一定の効果があったと考えられる。
- しかし、個別避難計画の作成数・作成率だけでなく、個別避難計画の認知度、マイ避難カードの普及実績、要配慮者を含む避難訓練実施数、地区防災計画数等、地域防災力向上の取組はなかなか進んでいないのが現状。

個別避難計画の認知度	知らない76.7%（R4県民モニター調査）
マイ避難カード普及実績	ひょうご防災ネットアプリ上の作成数5,402件（R5.5.31時点）
自主防災組織での要配慮者を含む訓練実施率	R4年度 0.5%（暫定値）、R3年度 1.3%
市町地域防災計画に位置付け済地区防災計画	R4.4.1時点155地区（6市町のみ、うち神戸市143）

- 地域での人のつながり、負担感の軽減、マンパワー不足への対応、自助・共助の普及啓発という土壌が不十分な中、モデルやスキームだけを一方的に示しても、地域住民はついていけないことが明らかになったと考えられる。
- 個別避難計画作成はあくまで一手段。それ自体が目的ではない。目的は「地域みなで逃げよう、助かろう」「誰一人取り残さない避難支援」。そのためには、県は、地域が様々な取組を自発的に行えるよう後押しすべき。

7 見えてきた個別避難計画の課題

参考資料(内閣府「R4年度個別避難計画作成モデル事業キックオフミーティング(R4.7.20)」鍵屋座長資料より抜粋)

誰が逃げると伝えたか			誰が逃げるのを支援したか		
第1位	101人	家族・同居者	第1位	85人	家族・同居者
第2位	97人	近所、友人	第2位	60人	近所、友人
第3位	74人	福祉関係者	第3位	53人	福祉関係者
第4位	30人	警察・消防(団を含む)	第4位	11人	消防・消防団

【出典】内閣府「避難に関する総合的対策の推進に関する実態調査結果報告書」(東日本大震災時、315人、複数回答あり)2013年

【出典】内閣府「避難に関する総合的対策の推進に関する実態調査結果報告書」(東日本大震災時、179人、複数回答あり)2013年

- ✓ 震災前に津波避難訓練に参加経験が「ある者」では「ない者」に比べて、避難したオッズ比が1.99倍高く、津波浸水区域にいた場合はさらにオッズ比が3.46倍高い。
- ✓ 一方で、地震避難訓練、地震や津波に関する防災の講義への参加、地震・津波に関する話を聞いた経験は避難行動に統計学的に有意な影響を与えていない。

【出典】中谷直樹「津波避難訓練が避難行動に与える効果」埼玉県立大学地域産学連携ヒア-2019年度WEB講座

家族・近所・福祉関係者の連携が効果的。実際に避難訓練を体験すれば助かる確率は上がる。

【支援者の負担感軽減】

支援者の役割の限定(避難連絡だけ)、要支援者1名に複数の支援者が連絡、避難誘導支援は個人でなく組織で(自主防、町内会、自治会、消防団、福祉事業者等) 誰が誰に連絡等をするか、この仕組みを作ることが最重要(地区防災計画も効果的)。

【地域訓練の例】

まち歩きで災害リスクを把握。防災マップづくり等。誰が誰に連絡するか決める。1対1でなく3対3等。避難連絡・安否確認の訓練(例:要支援者と家族は玄関を出るまでの避難)。できたら支援者に電話連絡。近所の訓練が要支援者の主体性、生きがいを引き出す。
 (例)・津波が来たら死んでやると言っていたが、近所に声をかけられて悪い足を引きづって訓練に参加する高知県黒潮町の高齢者
 ・福祉避難所訓練に来てと頼まれて、仲間を数十人連れて参加した長野県永平寺町の車いすユーザー(NPO代表)。
 ・個別避難計画訓練に参加を頼まれて、杖をついて避難した岡山市の高齢者

個別避難計画は一見支援者が要支援者を助ける計画だが、一方的な恩恵でなく平時から相互に支え合う「地域共生社会」達成の手段。
 要支援者も支援者も自治体職員等も、地域共生社会の同志。

8 意見・課題を踏まえた県の取組の見直し方針

課題分析を踏まえ、以下の見直しを実施。

区分	現状	見直し後の主な新規・拡充事業
コミュニティの再構築	ひょうご安全の日助成による地域団体の活動支援	市町のコミュニティ再構築の取組（普及啓発、人材育成等）への助成、地域の自発的企画の研修等を支援 等
住民の負担感軽減	特になし	各市町の負担軽減の取組の共有、保険加入の促進 等
自助・共助の普及啓発	マイ避難カードのみ広報（不十分）	一体的・積極的な広報（チラシ、ポスター、動画等）
公的支援・環境整備	特になし	広域での避難所確保促進（検討中） 等

計画作成はあくまで手段。
目指すは「誰一人取り残さない避難支援」

福祉専門職参画モデル
はいい方法かもしれないけど、
それだけ押し通しても
うまくいかない。



「コミュニティの再構築」
「住民の負担感軽減」
「自助・共助の一体的な普及啓発」
「一定の公的支援・環境整備」
という土壌が耕されてないと、要配
慮者支援は進まない。

上記以外にも重要なポイント

【多様性への配慮】

様々な取組事例の横展開（事例集、意見交換会）、市町助成の対象拡充

【力の提供・人的支援】

様々な取組事例の横展開（事例集、意見交換会）、国・都道府県制度、県オーダーメイド研修、安全の日専門家派遣（専門家公開）

【様々な主体との連携、ネットワーク構築】

庁内での縦割り排除（連携会議等）、
庁外各種団体（障害者団体等）との連携

9 R4年度の県の取組

◆ 見直し方針を踏まえ、昨年度は、主に下記の取組を実施。

情報面：市町意見交換会の実施【拡】(R4.11 姫路(13市町25人参加)、R4.12 神戸(16市町33人参加)) 等

人材面：福祉専門職研修(517人修了)、自主防災組織等研修【新】(R4.6～R5.2 全12回、493人受講)

連携面：県庁内連携会議【新】(R4.6、R5.3)、県福祉部局との連名通知【新】(県福祉 市町福祉(3月))

関係団体(障害者団体等)との連携【拡】(研修・助成の周知、団体講演会への出席、意見交換)

財政面：福祉専門職助成(11市町89件)、ひょうご安全の日助成(専門家派遣7件、計画作成7件)

自主防災組織等研修(R4.8(明石))



市町意見交換会(R4.12(神戸))



【県庁内連携会議】

■ 構成課

防災部局：防災支援課(要配慮者、主管課)

災害対策課(福祉避難所)

消防保安課(自主防災組織)

福祉部局：地域福祉課(民生委員、重層的支援、DWAT)

高齢政策課(ケア、地域包括、施設・事業所)

障害福祉課(相談支援専門員、基幹)

ユニバーサル推進課(障害者団体、施設・事業所)

保健部局：疾病対策課(難病)

■ その他

R5.3開催時は、県内市町と関係団体も含めて開催

(関係団体)

県社協、県社会福祉士会、県職能団体(県ケア協等)、県当事者団体(県身協等) 等

10 R 5 年度の県の取組

- ◆ **見直し方針を踏まえ予算措置。今年度は、主に下記の取組を実施予定。**
- (情報面) 市町意見交換会の継続実施、事例集の作成【新】等、自助・共助の一体的な普及啓発・広報【新】
- (人材面) 研修【拡】(受講料無料、地域要望・地域特性に応じたオーダーメイド型研修、演習充実等によるより実践的な研修等)
 専門家派遣制度の見直し(専門家情報の公開により選択可能に【新】)
- (連携面) 県庁内連携会議の継続実施、関係団体への出前講座の実施等
- (財政面) 県・ひょうご安全の日助成事業【拡】(対象団体拡充、加算、対象経費拡充等の自由度向上)

支援対象	情報面	人材面	連携面	財政面
市町	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県市町意見交換会 ◆ 事例集・データ集 ◆ 自助・共助の一体的な普及啓発・広報 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 研修の拡充(無料、地域要望・地域特性を研修内容に反映等) ◆ 専門家派遣制度(国体・ター) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県市町意見交換会 ◆ 県連携会議(県庁内の防災部局と保健・福祉部局の連携) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市町助成の拡充(福祉専門職参画による計画作成のみ(@3.5千円/件) 市町の活動(@25万円/市町) 計画作成以外の研修・普及啓発等も対象)
地域 (自主防等)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自助・共助の一体的な普及啓発・広報 ◆ 防災学習会等(ひょうご安全の日助成) ◆ 県民児連、県自治会連合会等への情報提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 研修の拡充(無料、配信と対面、) ◆ 専門家派遣制度(ひょうご安全の日助成(登録専門家の公開による利用者の選択可能性確保)) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県連携会議(県社協、県社福士会、県老連、県身障協、県ケア社協、県相談支援ネットワークに呼びかけ) ◆ 障害者団体等への情報提供・意見交換・出前講座 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ひょうご安全の日助成による計画作成(複数市町に渡る団体も可、市町に認定された個別避難計画への加算創設、対象経費の拡充(グッズ))等

10 R5年度の県の取組

R5年度「誰一人取り残さない」防災研修



令和5年度

研修コード:562

「誰一人取り残さない」 防災研修

主催：兵庫県 主管：兵庫県社会福祉士会

対象：災害時の避難支援に関心のある方

日時：7月15日（土）13:30～16:30
（受付開始 13:00～）

会場：こうべ市民福祉交流センター 201教室
〒651-0060 神戸市中央区楠土通3丁目1-32

定員：150名（先着順）



※申し込み方法は裏面をご覧ください。

災害リスクがなくても自力での避難が難しい、高齢者や障がい者といった「避難が困難な層」の中にはお一人お一人が抱えている課題が多くあります。いざという時に備えて、避難ルートや避難先を定めておく「個別避難計画」の作成が、いざという時に役立ちます。災害リスクを正しく理解し、地域がサポートによって避難するための避難計画を身に付けましょう。目標は「誰一人取り残さない防災」です。

内容：オンデマンド配信の研修を1回のみ現地開催します。直講、質疑が講義し、参加者同士が交流する機会です！

- 【講義】 ① 災害と防災リテラシーとは
- ② 避難が困難な層者について
- ③ 災害対策基本法や防災について
- ④ 個別避難計画について
- 【意見交換】 参加者同士が講師との意見交換

お問い合わせ先：一般社団法人 兵庫県社会福祉士会
TEL：078-265-1330 FAX：078-265-1340
mail：bousai.hkushi@hacsw.or.jp

※お問い合わせの際は、研修名と研修コード56223をご入力ください。

お申し込み方法

各研修コード、または下記URLより、webフォームに入力、お申し込みください。
（お申し込みにはメールアドレスが必要です。）
兵庫県社会福祉士会HP（<http://hacsw.or.jp>）にも案内を掲載しております。
URLも掲載しておりますので、HPからのお申し込みが便利です。

どうしてもwebでお申し込みが難しい場合は、問い合わせ先（兵庫県社会福祉士会）までご連絡ください。

<https://forms.gle/jVBYzGpx5li858rF7>

注意事項

※当日、体調不良がある場合、受講まで受講ください。
※当日災害時により研修開催を延期・中止する場合があります。
「兵庫県社会福祉士会HP」または兵庫県社会福祉士会Facebookページに掲載しお知らせいたしますのでご確認ください。
開演連絡はいたしませんので、予めご了承ください。

【個人情報の取り扱いについて】

各講習の申込者個人（姓・名、所属団体等）を、県および各研修担当の担当者へ提供させていただきます。あらかじめご了承ください。
個人情報は厳重に管理し、ご登録いただいた個人情報は、その以外に使用しません。



オンデマンド配信について

研修内容（講義のみ）を、オンデマンド配信しております。研修、お申し込み後、下記、兵庫県社会福祉士会ホームページの「研修情報」から、「誰一人取り残さない」防災研修」をご確認ください。

※資料をご用意しておりますが、お申し込みが必須です。
※申込期間：令和5年6月1日（水）～令和5年2月28日（水）
※配信期間：令和5年6月1日（水）～令和5年3月31日（日）

<http://www.hacsw.or.jp/training/>

無料！



ぜひお申し込みください。

【主なポイント】

1 配信

- 「内容」 ～ の各講義ごとに、いつでも好きな時に視聴可。
- 繰り返し視聴可。

2 対面研修・意見交換会

- (1) 時期 7月15日（土）13:30～
- (2) 場所 こうべ市民福祉交流C
- (3) 内容

- 県（防災部局、福祉部局、保健部局）、県社会福祉士会のほか、県社協、ケアマネ等の職能団体、障害者団体等にも参加を呼びかけ。多様な主体との意見交換を実施。

10 R5年度の県の取組

詳しくは、webサイトをご覧ください



スマートフォンの方は
こちらのQRコード
からどうぞ

R5年度 ひょうご安全の日推進事業

ひょうご安全の日推進事業助成金

検索

- 何からはじめたらいいかわからない 防災学習会や防災施設の見学からでも活用できます。 **取り組みやすいことから始めましょう！**
- 計画作ろうにもわからない 大学教員や実務家等の専門家を無償で派遣できます。 **わからなければ気軽にご相談を！**
- 実践活動の ~ ・ **専門家派遣については、必ず事前に市町とよく相談してください。その上でご不明点等あれば県にご相談ください。**
- 訓練をするのに車いすやリカーが必要 計画に基づく訓練なら助成対象になります。他にも対象になる備品等があります。

事業区分	対象事業	対象団体	助成額等
全県・地域事業 【防災支援課】	防災関係の講演会、シンポジウム、啓発イベント等	NPO、ボランティア団体等	全県：対象経費は10万円以上、上限60万円 地域：対象経費は4万円以上、上限30万円 助成率1/2
実践活動事業 【防災支援課】	防災訓練、防災学習 マイ避難カードワークショップ 等 要配慮者対象の訓練 等 個別避難計画作成 地区防災計画作成 避難所自主運営マニュアル作成	地域団体（自主防、自治会、マンション管理組合、まち協等）、NPO、学校、企業等	対象経費は2万円以上 10万円未満なら全額助成（千円未満切捨） 50万円以上なら上限30万円 その他対象経費の段階に応じて上限が異なる 各種加算あり（個別避難計画なら、市町に計画として認められれば1件1千円(上限5件)）
実践活動事業（専門家派遣事業） 【防災支援課】	個別避難計画、地区防災計画、避難所自主運営マニュアルの作成時に派遣	作成しようとする地域団体	無償派遣、1回あたり2人まで・3時間以内 原則上限10回 派遣可能専門家一覧をHPに公開
自主防強化支援事業 【消防保安課】	要支援者の避難訓練 、避難所運営訓練等	自主防災組織	上限26万円（千円未満切捨）、助成率10/10

他にも防災リーグ活動支援事業、若者支援事業があり。その他、詳しい要件等はHP参照。

【参考】国の作成した取組手順例

(別添2)

個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ



内閣府（防災担当）避難生活担当

個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ

- 個別避難計画の作成が災害対策基本法に位置付けられてからおよそ1年半が経過しました。内閣府としては、個別避難計画の作成の取組に関し、現時点において最も重要なことの一つとして、まずは実際に計画づくりに取り掛かりノウハウを蓄積することがあると考えています。
- 一方、どうやってつくったらよいか、個別避難計画を作成する手順がよくわからないという声をよくお聞きします。
- このため、個別避難計画の作成に取り組もうとしている市町村の担当者や関係者の方々に向けて、内閣府が実施しているモデル事業の参加団体の取組を基に、作成手順を整理したものを、今後の取組の参考として、お示しします。

例1	ケアマネジャー等の平素の取組の延長で取り組んでいた場合
例2	自主防災組織など地域主体の取組から着手する場合
例3	本人・地域民入の個別避難計画から着手する場合
例4	避難訓練や防災まち歩き等の延長で取り組んでいた場合

※ これらの手順の例は、各自の市町村の取組の参考としていただくことを想定しており、必ずしも示した手順（順序）どおりに取り組まなければならないものではありません。自治体で話し合い、また、お考えいただき、順序を組み合わせたり、手順の差し替え・省略・スキップすることなど、地域の状況に応じて工夫してお使いください。

国土

● どうやって個別避難計画をつくったらよいか、よくわからないという声を踏まえ、国が、市町村の担当者や地域の様々な関係者向けに、作成手順の例を作成。

「内閣府 個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ」で検索してください。

https://www.bousai.go.jp/taisaiku/hisaisyagousei/pdf/230302_hinan.pdf

「できることから、できる方法で、まず行動してみましよう」
 「最初から100点満点である必要はありません」
 「解決できない課題は一旦置いて、今できる方法で」
 「避難訓練や防災まち歩き等の延長ではじめる方法もあります」
 等、参考にしてみてください。

11 まとめ

個別避難計画はあくまで手段
目的（山の頂上）は
「みなで助かろう」
「誰一人取り残さない」

そのために登る道は
いろいろあるし
順番も様々

個別避難計画も一つだが
マイ避難カード、
地区防災計画、
避難訓練からやってもいいし、
福祉避難所・移送も必要
そして自助・共助意識の普及を

まず自分の地域の人を知り、つながろう
何からできるか、誰の助けを得られるか、
誰を巻き込めるかを考えよう
様々な立場（福祉等）の人とも連携を

みなで助かろう
誰一人取り残さない

市町とよく連携し、
様々な支援（研修、助成、
講師派遣等）も活用しよう
できることからこつこつと
地道にやらないと

市町と地域の皆様が頂上を目指せるよう、県は様々な支援を行います。
お気軽に情報提供やご相談ください。現場にも行ければ。
bosaishien@pref.hyo.go.lg.jp

